

令和 8 年第 2 回比企広域市町村圏組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (5月21日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
開会及び開議の宣告	5
議席の指定	5
議員自己紹介	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
管理者提出議案の報告及び上程	6
提案理由の説明	6
議案第 1 6 号及び議案第 1 7 号の説明	7
議案第 1 8 号及び議案第 1 9 号の説明	8
議案第 2 0 号の説明	9
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	9
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	10
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	10
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	11
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	11
議員提出議案の報告及び上程	12
提案理由の説明	12
議員提出議案第 1 号の質疑、討論、採決	13
議員提出議案第 2 号の質疑、討論、採決	18
管理者挨拶	19
閉会の宣告	19

署名議員 2 1

第 2 回 臨 時 会

(第 1 号)

比広組告示第7号

令和8年第2回比企広域市町村圏組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年5月14日

比企広域市町村圏組合
管理者 森 田 光 一

1 期 日 令和8年5月21日 午前10時

2 場 所 東松山市議会議場

3 附議事件

－ 管理者提出 －

(1) 財産の取得について

(2) 財産の取得について

(3) 比企広域市町村圏組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について

(4) 比企広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

(5) 令和8年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第1号）

－ 議員提出 －

(1) 比企広域市町村圏組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

(2) 比企広域市町村圏組合議会会議規則の全部を改正する規則制定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（17名）

1 番	井	上	聖	子	議員	2 番	堀	内	真 理	子	議員
3 番	堀	越	博	文	議員	4 番	藤	倉		憲	議員
5 番	内	田	敏	雄	議員	6 番	原			徹	議員
7 番	狛	守	勝	義	議員	8 番	宮	本	大	裕	議員
9 番	高	瀬		勉	議員	10 番	岡	部	久	志	議員
11 番	小	峯	松	治	議員	12 番	加	藤		進	議員
13 番	宮	崎	雄	一	議員	14 番	吉	田	克	之	議員
15 番	小	宮		正	議員	16 番	畑			豊	議員
18 番	渡	辺	絹	代	議員						

不応招議員（1名）

17 番	野	口	勝	則	議員
------	---	---	---	---	----

令和 8 年第 2 回比企広域市町村圏組合議会臨時会

令和 8 年 5 月 2 1 日（木曜日）

議 事 日 程

- 第 1 開 会
- 第 2 開 議
- 第 3 議席の指定
- 第 4 議員自己紹介
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 諸般の報告
- 第 8 管理者提出議案の報告及び上程
- 第 9 提案理由の説明
- 第10 議案第 1 6 号及び議案第 1 7 号の説明
- 第11 議案第 1 8 号及び議案第 1 9 号の説明
- 第12 議案第 2 0 号の説明
- 第13 議案第 1 6 号の質疑、討論、採決
- 第14 議案第 1 7 号の質疑、討論、採決
- 第15 議案第 1 8 号の質疑、討論、採決
- 第16 議案第 1 9 号の質疑、討論、採決
- 第17 議案第 2 0 号の質疑、討論、採決
- 第18 議員提出議案の報告及び上程
- 第19 提案理由の説明
- 第20 議員提出議案第 1 号の質疑、討論、採決
- 第21 議員提出議案第 2 号の質疑、討論、採決
- 第22 管理者挨拶
- 第23 閉 会

出席議員（１７名）

１番	井 上 聖 子	議員	２番	堀 内 真 理 子	議員
３番	堀 越 博 文	議員	４番	藤 倉 憲	議員
５番	内 田 敏 雄	議員	６番	原 徹	議員
７番	狹 守 勝 義	議員	８番	宮 本 大 裕	議員
９番	高 瀬 勉	議員	１０番	岡 部 久 志	議員
１１番	小 峯 松 治	議員	１２番	加 藤 進	議員
１３番	宮 崎 雄 一	議員	１４番	吉 田 克 之	議員
１５番	小 宮 正	議員	１６番	畑 豊	議員
１８番	渡 辺 絹 代	議員			

欠席議員（１名）

１７番	野 口 勝 則	議員
-----	---------	----

本会議に出席した事務局職員

議 書 記 長	町 田 憲 昭
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	森 田 光 一	副管理者	島 田 康 弘
副管理者	大 塚 信 一	副管理者	佐 久 間 孝 光
副管理者	藤 間 隆	副管理者	神 田 隆
副管理者	前 田 榮	副管理者	高 野 貞 宜
会 計 者	小 谷 野 貴 久	事務局長	黒 田 健
消 防 長	原 芳 和	消防本部長	野 澤 康 洋
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	馬 場 健 夫		

◎ 開会及び開議の宣告

藤倉 憲議長 おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和8年第2回比企広域市町村圏組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

藤倉 憲議長 初めに、副管理者の異動がありましたので、報告いたします。

前田榮ときがわ町長が令和8年2月26日付で副管理者に就任いたしましたので、報告いたします。

ここで、新たに副管理者に就任された前田榮ときがわ町長のご挨拶を正面の演題においてお願いいたします。

前田榮ときがわ町長。

〔前田 榮副管理者登壇〕

前田 榮副管理者 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

ご紹介をいただきましたときがわ町長の前田榮でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

藤倉 憲議長 ありがとうございます。

次に、組合議会議員に異動がありましたので、報告いたします。任期満了に伴い、ときがわ町議会議員一般選挙後の令和8年2月27日の臨時会において、小宮正議員、畑豊議員が新たに組合議会議員に当選されました。

◎ 議席の指定

藤倉 憲議長 ここで、議席の指定を行います。

新たに組合議会議員に当選された方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付しました議席表のとおり、指定いたします。

◎ 議員自己紹介

藤倉 憲議長 ここで、新たに組合議会議員に当選された方々の自己紹介を正面の演壇においてお願いいたします。

初めに、15番、小宮正議員。

〔議員自己紹介〕

藤倉 憲議長 次に、16番、畑豊議員。

〔議員自己紹介〕

藤倉 憲議長 ありがとうございました。

◎ 会議録署名議員の指名

藤倉 憲議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、議長において5番、内田敏雄議員、13番、宮崎雄一議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

藤倉 憲議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

藤倉 憲議長 次に、諸般の報告をいたします。

今期臨時会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎ 管理者提出議案の報告及び上程

藤倉 憲議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。今期臨時会に管理者から提出された議案第16号ないし議案第20号を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎ 提案理由の説明

藤倉 憲議長 提出者に提案理由の説明を求めます。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 おはようございます。本日、令和8年第2回比企広域市町村圏組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご出席を賜り、会議が開催できますことに厚くお礼を申し上げます。

先ほど議長から報告がありましたが、ときがわ町議会から新たに2名の方々が組合議員に当選されました。心からご歓迎を申し上げますとともに、今後のご指導並びにご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第16号及び議案第17号は、財産の取得についてです。議案第16号では、東松山消防署、嵐山分署及びときがわ分署に配備されます高規格救急自動車を、議案第17号では、滑川消防団に配備されます消防ポンプ自動車を購入することについて議決をいただきたいとするものです。

議案第18号は、行政手続条例の一部を改正する条例制定についてです。行政手続法の一部改正に伴い、同様の改正を行うものです。

議案第19号は、一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。給与法の一部改正により、職員の通勤手当について国に準じ改正をするものです。

議案第20号は、令和8年度消防特別会計補正予算についてです。

以上、ご提案申し上げました議案につきまして、何とぞ慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

藤倉 憲議長 説明は終わりました。

◎ 議案第16号及び議案第17号の説明

藤倉 憲議長 これより議案に対する細部の説明を求めます。

初めに、議案第16号及び議案第17号について、原芳和消防長。

〔原 芳和消防長登壇〕

原 芳和消防長 議案第16号及び議案第17号について、順次細部のご説明を申し上げます。

初めに、議案第16号 財産の取得についてご説明申し上げます。議案書、議案参考資料ともに1ページからでございます。本議案は、東松山消防署、小川消防署嵐山分署及びときがわ分署に配備しております高規格救急自動車を更新することに係る物品購入契約の締結について議決をいただきたいとするもので、本年4月28日、比企広域消防本部において制限付一般競争入札を実施したところ、最低価格を提示しました埼玉県東松山市大字古凍572番地1、埼玉トヨタ自動車株式会社東松山店、店長、望田和重氏と、消費税を含め1億329万円で本契約を締結したいとするものでござい

ます。

次に、議案第17号 財産の取得についてご説明申し上げます。議案書は3ページ、議案参考資料は5ページからでございます。本議案は、滑川消防団第二分団第二部に配備しております消防ポンプ自動車を更新することに係る物品購入契約の締結について議決をいただきたいとするもので、本年4月28日、比企広域消防本部において制限付一般競争入札を実施したところ、最低価格を提示しました埼玉県秩父市東町7番5号、埼玉消防機械株式会社、代表取締役、榎戸和男氏と、消費税を含め2,271万2,800円で本契約を締結したいとするものでございます。

以上で議案第16号及び議案第17号の説明を終わります。

◎ 議案第18号及び議案第19号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第18号及び議案第19号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第18号及び第19号について細部の説明を申し上げます。

最初に、議案第18号 比企広域市町村圏組合行政手続条例の一部を改正する条例制定についてでございます。議案書は5ページから、議案参考資料は9ページからでございます。本議案は、デジタル規制改革推進法の改正に伴い行政手続法の一部が改正されたことから、これに伴い必要な措置を行うものでございます。

内容としては、不利益処分を受けた者に対する聴聞及び弁明の機会の付与に関する通知について、その者の所在が判明しない場合、これまでの掲示場への掲示に代わって、インターネット等の電磁的記録による公示方法を新たに定めるものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で議案第18号の説明を終わります。

続いて、議案第19号 比企広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。議案書は9ページから、議案参考資料は13ページからでございます。本議案は、人事院勧告に基づき改正された国家公務員に関する一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、職員の通勤手当の改定を実施するものでございます。通勤手当の支給単位期間当たりの限度額を6万6,400円と定めるとともに、使用距離の区分ごとの支給額について、現行の条例から規則による定めに改めるものでございます。

あわせて、自動車等の交通用具利用者または交通機関との併用者のうち、駐車場等を利用する職員に対し支給単位期間当たりの限度額を5,000円と定め、その利用料金に相当する額を支給する規定を新たに設けるものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で議案第18号及び議案第19号の説明を終わります。

◎ 議案第 20 号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第20号について、原芳和消防長。

〔原 芳和消防長登壇〕

原 芳和消防長 議案第20号 令和8年度消防特別会計補正予算（第1号）について細部のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出総額に変更はなく、歳出予算を増額し、予備費にて収支の調整を図るものでございます。

事項別明細書により説明いたしますので、10、11ページをお願いいたします。2款1項1日常備消防費において、消防学校教育負担金の改定や消防大学校入校決定により38万3,000円を増額補正したいとするもので、4款予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。

藤倉 憲議長 以上で議案に対する細部の説明は終了いたしました。

◎ 議案第 16 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 これより日程に従い、議案の審議に入ります。

初めに、議案第16号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 17 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第17号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 18 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第18号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 19 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第19号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 20 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第20号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議員提出議案の報告及び上程

藤倉 憲議長 次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。今期臨時会に議員から提出された議案第1号及び議案第2号を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎ 提案理由の説明

藤倉 憲議長 提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、小峯松治議員。

〔11番 小峯松治議員登壇〕

11番 小峯松治議員 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議員提出議案第1号及び第2号について提案理由の説明をさせていただきます。

当組合議会には、議会委員会条例に基づき議案の審査及び調査等を行うため、消防や総務事務に関する事項を所管とする総務常任委員会と、斎場や介護障害審査会事務を所管とする厚生常任委員会の2つの常任委員会を規定し、18名の議員を9名ずつに割り振って設置しております。常任委員会の役割には、議案の審査、専門的な調査、効率的な議論といったものがありますが、市町村議会と異なり、組合議会の議員は構成市町村の議会議員から選出されており、所属議会がそれぞれに異なり、任期も同一ではありません。そのような状況では、常任委員会で継続的に回数を重ねて調査研究することは限界があると考えます。

また、比企広域市町村圏組合は、関係市町村が8つの団体から構成されている組織であり、議会の会期を複数日確保することが非常に困難である現実からも、委員会条例における常任委員会の規定そのものが実情に合っていないとも考えます。

そうした状況にある中、通常上程される議案については、議会代表者会議や議案説明会といった中で必要な説明、協議、議論は十分に行われており、また今後重要案件や、複合的な課題などが発

生した場合には、常任委員会に代わる機能として、議会の議決により特別委員会を設置し、特定の案件を集中的に調査、審査することは可能であります。以上のように当組合議会の実情を鑑み、今回常任委員会廃止に伴う条例及び規則の改正を提案するものです。

まず、議員提出議案第1号は、議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてですが、現行から常任委員会に係る条文の削除を図るものであります。常任委員会の設置、名称、定数、任期を定めております第1条から第3条にかけて削除、委員の選任、委員長及び副委員長を規定した第5条及び第6条から常任委員会の文言を削除するほか、この改正に合わせて文言等の整理を行うものです。

次に、議員提出議案第2号は、議会会議規則の全部を改正する規則改正についてですが、今回常任委員会の廃止とともに常任委員会に係る文言を削除、整理することに合わせ、当組合議会会議規則の関係市町村議会同様に、標準町村議会会議規則にのっとった規定体系に改めたいとするものです。

なお、附則について、条例、規則ともに施行日を公布の日から定めたいとするものです。お手元に議案参考資料もお配りしてございますので、御覧いただき、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

藤倉 憲議長 説明は終わりました。

◎ 議員提出議案第1号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 これより議員提出議案第1号について、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

2番、堀内真理子議員。

2番 堀内真理子議員 委員会廃止について、質問を4つ用意してまいりました。

まず、1つ目ですけれども、委員会を廃止するとのことですが、これまで常任委員会が開催された回数、またどのような議案について審査が行われてきたのかをお示してください。

2つ目、申合せ事項の見直しについてです。平成23年に、議案は原則として常任委員会への付託を省略するものとするという申合せ事項が定められております。常任委員会が設置されているにもかかわらず、付託しないという文言が矛盾している状態であります。委員会を廃止する前に、まずこの申合せ事項自体を削除、見直しする考えはなかったのか伺います。

3つ目です。地方自治法上の常任委員会の位置づけについてです。地方自治法においては、一部事務組合にも地方公共団体の議会運営に関する規定が準用されております。常任委員会は、継続的、専門的な調査研究を行う重要な機関であると考えますが、その認識について伺います。

また、特別委員会は常任委員会と違い、設置の都度議会の議決を必要とするもので、こうした複

雑な手続で代替可能と考えているのか伺います。

4つ目は、熟議、調査研究機能について、広域行政は市民から見えにくい行政になりやすいからこそ、議会として熟議を重ね、継続的に調査研究を行っていくことが重要であると考えます。そのような中で、すぐに廃止するものではなく、例えば委員会を一本化する、あるいは委員長の報酬についても開会の都度費用弁償で対応するなど、別の形も考えられるのではないかと思います。廃止ありきではなく、もう少し議論を重ねる必要があるのではと考えますが、いかがでしょうか。

藤倉 憲議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

11番、小峯松治議員。

〔11番 小峯松治議員登壇〕

11番 小峯松治議員 ただいまの質疑に対し、順次答弁をさせていただきます。

4点の質疑があったかと思いますが、1点目のこれまでの常任委員会の開催等についてですが、事務局に確認しましたところ、平成25年度に1度、給与条例の改正に関して総務委員会に付託した経緯があったとのことでございます。その内容は、東日本大震災の復興財源を確保するため、国家公務員をはじめ地方公務員の給与が削減されることになったため、急遽6月に臨時議会を招集し、給与条例の改正を審議することになりました。しかし、急な対応であったこともありますが、事前の議案の説明が十分でなかったため、閉会中に総務常任委員会を開催し審議することになり、2回の委員会を開催したということであります。

2点目の申合せ事項の見直しについてですが、この申合せ事項は平成23年に制定されたもので、一部事務組合である比企広域市町村圏組合議会について、議会を円滑、公平に運営するため、議員同士の合意によって運営方法等を定めたものと認識しております。委員会を廃止する前に、この申合せ事項を見直してはとのご質問ですが、一部事務組合においては市町村と異なり、議会の会期を1日に限らなくてはならない場合がほとんどです。こういったことから、県内のほとんどの一部事務組合において常任委員会の設置はされておらず、また設置されていたとしても、定例的に委員会付託されている団体は1団体のみの現状であります。このように会期が1日の中で常任委員会を開催し、議案を付託することは事実上困難であることから、申合せ事項の見直しではなく、委員会条例の改正を提案したものであります。

3点目の地方自治法上の常任委員会の位置づけについてですが、常任委員会をはじめとする各委員会については、地方自治法第109条において、普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができると定められており、特別地方公共団体である比企広域市町村圏組合においても、同法第292条により本規定が準用されていることから、常任委員会を設置することが可能になっております。常任委員会は第109条第2項において、その部門に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査するものとなっていることは認識しております。比企広域市町村圏組合の業務については、継続的に審議する必要がある事案が発生した場合は、特

別委員会を設置し、審議を重ねていくことが適当であると考えております。

4点目のもう少し議論を重ねる必要があるのではということについてですが、開かれた行政は必要なことであり、一部事務組合である比企広域市町村圏組合においても同様であります。当然のことながら、私たちは比企広域市町村圏組合の議員として、その行政内容を広く住民に周知していくことは必要なことであり、そのために調査研究を行っていくことは、議員のご質問のとおりと考えます。しかしながら、継続的に調査研究を行っていくことは、常任委員会という形でなくても、全員協議会や議案の調査などにより十分可能であると考えられます。一部事務組合である比企広域市町村圏組合の議会として、適切な運営方法は何かということを検討し、今回の提案に至ったものがあります。

以上です。

藤倉 憲議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

2番、堀内真理子議員。

2番 堀内真理子議員 2番、堀内でございます。

1番の質問に対して、東日本大震災のときに開かれたということなのですが、開かれた回数が少ないからと、あと2番の答弁に対する今でも1団体のみしか行われていないということが、果たして委員会を廃止する根拠になるだろうかという気がするのです。そして、東日本大震災のときの有事、急な有事があったときに特別委員会を開くというのは、とても時間がかかることだと思うのですが、そちらのほうはほかの形で対応したりされるのでしょうか、お聞かせください。

藤倉 憲議長 11番、小峯松治議員。

〔11番 小峯松治議員登壇〕

11番 小峯松治議員 再質疑に対して答弁申し上げます。

先ほど来お話ししておりますけれども、常任委員会の設置については東日本大震災のときということで、給与の減額ということなので、慎重を期すということから委員会を開催しました。しかしながら、やはりそのようなことが事前に分かれば、事前協議や全員協議会など、そういったものを開催し、また必要であれば特別委員会を設置するという方向で臨めるのではないかと、このように考えております。そのようなことから、常任委員会がなくても対応ができると考えております。

以上です。

藤倉 憲議長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

2 番、堀内真理子議員。

〔2 番 堀内真理子議員登壇〕

2 番 堀内真理子議員 議席番号 2 番、堀内真理子でございます。

議員提出議案第 1 号 比企広域市町村圏組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論いたします。この議案は、委員会条例で規定されている総務、厚生両常任委員会を廃止することに伴い、議会委員会条例を改めるものですが、常任委員会は議案や事業について、専門かつ詳細に審査を行うための重要な場です。本組合議会は、消防、斎場、介護審査など住民生活に直結する広域行政を担っています。人口減少や施設の老朽化、災害対応など、今後ますます複雑な課題が増える中で、専門的な審査機能を縮小することは、議会機能の後退につながりかねません。

また、必要があれば、その都度設置すればよいという考え方もありますが、有事や大きな課題が発生した際に迅速に委員会を立ち上げ、継続的に審査できる体制が本当に確保できるのか、不安が残ります。一度制度をなくしてしまえば、再設置には時間も労力も必要となります。委員会が常設されていること自体に意義があり、定期的な調査研究や継続的な課題の把握、議員間の議論の蓄積が、住民に対する説明責任にもつながります。委員会そのものを廃止するのではなく、一本化する、費用弁償制にするなど、運営方法を見直すことで対応すべきではないでしょうか。議会の役割は、効率化だけではなく、住民生活を守るために十分な議論を尽くすことにあります。

以上の理由から、本条例改正案に反対いたします。

藤倉 憲議長 次に、6 番、原徹議員。

〔6 番 原 徹議員登壇〕

6 番 原 徹議員 議席番号 6 番、滑川町選出、原徹です。

議員提出議案第 1 号 比企広域市町村圏組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場で討論させていただきます。現在、委員会条例で総務常任委員会、厚生常任委員会を規定しているにもかかわらず、議会申合せ事項により議案の委員会付託は行っていない状況にあります。現状として規定と現実が異なることは好ましくないと考えますので、改善の必要があると思われま

す。また、県内の他の一部事務組合の状況を見ても、常任委員会を規定している組合は 2 割程度であり、議案を定例的に委員会に付託しているのはごく少数に限られております。また、形骸化してい

る今の常任委員会を廃止しても、規定の残る特別委員会や全員協議会で十分対応可能と考えます。現実に現状でも議案説明会や全員協議会で、十分な説明及び質疑がなされていると考えます。議会申合せ事項や報酬条例の見直しでは、抜本的な解決にはなりません。市町村とは異なり、限られた会期しか設定できない一部事務組合の議会運営であることを鑑みますと、様々な整合を取るためには、この改正が必要と考えます。

また、そもそも論になりますが、私たち議員、委員会というものがある状態で議員になっています。委員会があるのが前提と考えますが、法でも委員会を置くことができるという規定になっています。市町村の行政事務は多岐にわたります。本当にたくさんございます。本来であれば、全ての議案等について、全ての議員が詳細にわたって審議するべきだと思います。しかしながら、現実的にこれだけたくさんあると、委員会を設けて専門的な調査研究を行った上で、それぞれの委員会で審議するという形になっていると思います。もちろん議案説明会あるいは全員協議会、本会議等で全ての議案について、全ての議員さんが審議をしているわけですが、やはり詳細な部分については、委員会に委ねられているというのが各市町村の議会の現状だと思います。

その中で、この一部事務組合を見ますと、所管事務は本組規則第3条で第1号から第6号に定めるとおり、消防、救急業務、斎場の管理運営、介護障害審査会等に関するもの等に限られております。そもそも所管する事務が少ないのです。このような内容ですから、委員会に分けて審議するよりは、東松山市で4名、ほかの町村から各2名、18名の選出された議員が、この所管する事務についてしっかりと議論することが大切だと思います。そのため委員会を廃止して、しっかりと我々議員が襟を正して全ての議案を審議できるようにするためにも、本条例を改正することに賛成いたします。

以上です。

藤倉 憲議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対しご異議がありますので、起立により採決をいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、起立により採決をいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

藤倉 憲議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議員提出議案第２号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議員提出議案第２号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

２番、堀内真理子議員。

〔２番 堀内真理子議員登壇〕

２番 堀内真理子議員 議席番号２番、堀内でございます。

議員提出議案第２号 比企広域市町村圏組合議会会議規則の全部を改正する規則制定についてに反対の立場から討論いたします。本規則改正は、委員会条例の改正に伴い、会議規則における委員会関連規定を整理、削除するものであります。しかし、その前提となる委員会機能の廃止そのものに大きな懸念を抱いております。本来、委員会は議案を専門的かつ詳細に審査する重要な場であり、議会の監視機能を支える仕組みです。にもかかわらず、現在は申合せ事項によって、議案を委員会へ付託しない運用となっており、これは議会自らが持つ審査権限を十分に活用していない状態とも言えるのではないのでしょうか。

現代は効率化の下に、無駄とされるものが次々と削減されていきます。しかし、時間をかけて議論する場が失われれば、議会の役割そのものが形骸化しかねません。今後、広域行政を取り巻く課題はさらに複雑化していきます。委員会を廃止する方向ではなく、時代に即した運営の在り方を改めて調査研究し、その機能と権限を維持していくべきと考えます。

以上の理由から本規則制定に反対いたします。

藤倉 憲議長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第２号を採決いたします。

お諮りします。本件に対しご異議がありますので、起立により採決をしたいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、起立により採決をいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

藤倉 憲議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者挨拶

藤倉 憲議長 以上で今期臨時会の議事は全て終了いたしました。

ここで、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、お礼のご挨拶を申し上げます。

本日の臨時会にご提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決賜りまして、誠にありがとうございました。引き続いて今後ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、私ごとで大変恐縮ですが、私の東松山市長としての任期はこの8月4日でございまして、同時に比企広域市町村圏組合管理者としても、本臨時会をもって管理者としての職責は終了することになると思います。したがって、今まで4期16年の間、構成団体の議会議員の皆様には、本当に組合の事務事業につきましての大変なご支援、ご協力をいただきまして、比企広域市町村圏組合として大きな成果を上げることができました。斎場の建設、また小川消防署をはじめ、消防署並びに分署等の建設等の大きな事業も無事に遂行することができました。重ねて組合議会議員の皆様のご協力、ご支援に心から感謝を申し上げる次第でございます。

この後におきましても、当組合に対しまして今まで以上にご支援、ご協力をいただきまして、比企広域市町村圏組合がさらに発展しますようによりしくお願いを申し上げる次第でございます。本日のこの臨時会にご協力をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

藤倉 憲議長 これをもって、令和8年第2回比企広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時50分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 藤 倉 憲

署 名 議 員 内 田 敏 雄

署 名 議 員 宮 崎 雄 一

参 考 資 料

- 議案審議結果一覽表

令和 8 年第 2 回比企広域市町村圏組合議会臨時会 議案審議結果一覧表

議案番号	件 名	提出年月日	付 託 委員会名	議決年月日	審議結果
議案第 16 号	財産の取得について	令 8. 5.21	付託なし	令 8. 5.21	原案可決 (全員賛成)
議案第 17 号	財産の取得について	令 8. 5.21	付託なし	令 8. 5.21	原案可決 (全員賛成)
議案第 18 号	比企広域市町村圏組合行政手 続条例の一部を改正する条例 制定について	令 8. 5.21	付託なし	令 8. 5.21	原案可決 (全員賛成)
議案第 19 号	比企広域市町村圏組合一般職 職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例制定につい て	令 8. 5.21	付託なし	令 8. 5.21	原案可決 (全員賛成)
議案第 20 号	令和 8 年度比企広域市町村圏 組合消防特別会計補正予算(第 1 号)について	令 8. 5.21	付託なし	令 8. 5.21	原案可決 (全員賛成)
議員提出 議案第 1 号	比企広域市町村圏組合議会委 員会条例の一部を改正する条 例制定について	令 8. 5.21	付託なし	令 8. 5.21	原案可決 (賛成多数)
議員提出 議案第 2 号	比企広域市町村圏組合議会会 議規則の全部を改正する規則 制定について	令 8. 5.21	付託なし	令 8. 5.21	原案可決 (賛成多数)